

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 寺島ポンプ場外 4号雨水ポンプ電気設備更新工事

2. 随意契約理由

寺島ポンプ場はポンプ場に流入する雨水を寝屋川に排水し、汚水を川俣水みらいセンターに送水するための施設であり、適正な下水処理を行う上で非常に重要な役目を果たす施設です。

本工事は寺島ポンプ場 4号雨水ポンプ設備更新工事に伴い必要となる4号雨水ポンプ電気設備の更新工事であり、既設の監視制御設備及び運転操作設備に関する機能増設を実施するものです。

今回機能増設を行う監視制御設備及び運転操作設備は、それぞれ4号雨水ポンプ設備の状況監視や制御及び運転操作を行う電気設備であり、電气的条件等の細部構造システムについて製作者固有又は独自に開発設計した技術等が採用され、要求仕様を満足するよう製作されています。そのため、既設設備の機能増設を行うには、その設備に関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、更に機能増設後は既設設備を含めた電気設備の機能動作確認を行う必要があります。

従って本工事を施工するにあたっては、当該設備の設計、製作においてその機能、構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上のことから本工事を施工できるのは、当該設備の設計、製作、据付を実施したメタウォーター株式会社以外に無く、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により同社関西営業部と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。